

平成●年度 岡崎市こども発達センター等指定管理業務に関する年度別協定書
(案)

岡崎市（以下「発注者」という。）と●（以下「受注者」という。）は、岡崎市こども発達センター等（以下「本施設」という。）の管理（以下「本業務」という。）に関し、岡崎市こども発達センター等整備運営事業契約書（以下「契約書」という。）に基づき、次の条項により平成●年度岡崎市こども発達センター等指定管理業務に関する年度別協定書（以下「年度別協定」という。）を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、発注者から指定を受けた受注者が行う本業務に関し、細目的な事項を定めるものとする。

(年度別協定の目的)

第2条 年度別協定は、契約書各条項に該当する各年度に実施する本業務の内容及び本業務の実施の対価として支払われるサービス購入料（以下「委託料」という。）を確認することを目的とする。

(平成●年度の業務内容)

第3条 発注者及び受注者は、平成●年度の業務内容は、契約書第42条第1項に基づき提出された当該年度に係る維持管理・運營業務計画書記載のとおりであることを確認する。

(平成●年度の委託料)

第4条 発注者は受注者に、平成●年度の本業務に必要な経費として、委託料を契約書記載のサービス購入料の支払方法に基づいて支払うものとする。

(独立収益事業)

第5条 目的内便益施設として行う喫茶運營業務に係る本施設の使用は、岡崎市福祉の村条例（昭和55年岡崎市条例第11号）第●条に定める設置目的によるものであることを確認する。

- 2 平成●年4月1日現在、喫茶運營業務に係るサービスの対価その他の利用料及び提供する飲食物は、平成●年●月●日に受注者から提出されたものであることを確認する。
- 3 受注者は、前項により確認した喫茶運營業務に係るサービスの対価その他の利用料及び提供する飲食物を変更しようとするときは、変更しようとする日の●営業日前までに発注者にその内容を協議する。

4 独立収益業務（第1項に定めるものを除く。）に係る本施設の使用に関する条件については、別途岡崎市行政財産目的外使用料条例(昭和39年岡崎市条例第17号)に基づき、行政財産目的外使用の許可を受けた者に適用するものとし、行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）の額は次に掲げる規定により算定した額とする。

(1) 土地の使用料は、当該土地の行政財産評価額の面積当たり単価に当該必要面積を乗じて得られた額に100分の3を乗じて得られた額

(2) 建物の使用料は、当該建物の行政財産評価額の面積当たり単価に当該必要面積を乗じて得られた額に、100分の10を乗じて得られた額に、さらに100分の108を乗じて得られた額

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には契約書によるものとする。

2 契約書各条項に定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成●年●月●日

発注者 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市

代表者 岡崎市長 ●● ●●

受注者